

一般質問発言通告書

議席番号 14番

氏名 串崎 利行

答弁を求める者
(○をつける)

市長 教育長 監査委員 選挙管理委員会委員長
農業委員会会長 固定資産評価審査委員会委員長 公平委員会委員長

発言項目及び要旨

1 農業の振興について

(1) 有機農業の拡大について

- ① 有機農業の普及・拡大は世界の潮流だが、取り組む生産者がなかなか増えていないと感じている。有機農業を広げるには再生産できる価格の実現と、安定した供給先の確保が重要である。有機農業の普及・拡大について市の状況を伺う。
- ② 現在の課題は何か伺う。
- ③ 有機農業拡大のために地域支援型農業（CSA）を積極的に取り入れるべきと感じるが、市の考えを伺う。
- ④ 有機農業の拡大について、将来的な考えを伺う。

(2) みどりの認定について

- ① 環境に配慮した農業に取り組む農家を認定する「みどりの認定」を取得した農家が増えている。島根県は認定件数が約316件と聞くが、市の状況について伺う。
- ② 将来的な市の考えを伺う。

(3) 国際女性農業従事者について

- ① 2026年を「国際女性農業従事者年」と定め、農業や関連産業に携わる女性の地位向上を働きかけ、食料安全保障の確立につなげ、技術取得など色々な面で女性が直面する格差を解消し、新たな担い手確保を目指す。農業は女性が継続的に活躍できる仕組みが重要だと感じるが、市の状況を伺う。

② 将来的な市の考えを伺う。

③ 若い世代の女性を農業にどう呼び込むか、市の考えを伺う。

(4) 小中学生の不登校について

- ① 全国的に、小中学生の不登校が増え続けている。登校への意識が新型コロナウイルス禍で変化したことやいじめの問題が背景にあるとみられるが、学校に代わる居場所づくりは十分ではないと感じている。居場所は、子どもの心身を育む場として農業が貢献できる可能性は大きく、農業振興にもつながると感じるが市の考えを伺う。

2 給食調理のごみや食べ残しの堆肥化について

- ① 給食調理のごみや食べ残しの堆肥化が始まったのは1997年で、当初は一部の学校だけの取組だったが、食育や環境教育への効果が裏付けられたことから、堆肥化を始めた学校は拡大している。こうしたリサイクル事業は、給食と教科の連携事業に取り込まれており、連携をしている学校は、社会、理科、生活、家庭、技術など、総合的な学習として幅が広いと感じるが、堆肥化について市の考えを伺う。

3 太陽光パネル破棄問題について

- ① 太陽光発電に欠かせない使用済みパネルのリサイクル制度の整備が難航すると聞く。パネルは、種類によって鉛やカドミウムなどの有害物質が含まれており、不法投棄されれば環境に悪影響を及ぼす可能性があるが、市の考えを伺う。

発言No. 8

受付No. 11

令和 8年2月12日
16時50分 受付

一般質問発言通告書

議席番号 4番

氏名 遠藤 祐之

答弁を求める者

(○をつける)

市長 教育長 監査委員 選挙管理委員会委員長

農業委員会会長 固定資産評価審査委員会委員長 公平委員会委員長

発言項目及び要旨

1 生活困窮者支援について

(1) 生活保護受給者について

- ① 浜田市における生活保護受給者の総人数を伺う
- ② 今後も物価高騰が見込まれる。浜田市でも水道料金が3割程度上昇するが、それも含めて今後も物価高騰に向け保護費の増額などの考えはあるのか伺う。
- ③ 今後、カスハラ条例が浜田市で作られるというお話を伺ったが、生活保護受給者、または生活保護受給申請時にカスハラに当たると感じられた事象はあったか。またあった場合の件数を伺う。
- ④ 一人親世帯の生活困窮者もいる現状で、手厚い支援が必要だと考えるが、特別な支援をするつもりはないのか考えを伺う。

2 石見小学校新校舎建設について

(1) 現校舎の老朽化について

- ① 石見小学校の現校舎は老朽化がかなり進み、小・中学校施設営繕要望書が提出されているが、危険度・使用頻度共に五段階評価で（5が高、3が中、1が低）10の評価の箇所が6箇所もある。8までのところでは10箇所もある。その多くが私自身がPTA会長をしていた5年前から改修が行われておらず、学校、学校評議員の中でも新校舎になるからそのままにしてあるという認識であったが、新校舎建設が遅れるならばその損壊場所はどのように対処するのかを伺う。
- ② 今後、小学校の統廃合もあると考えるが、保護者の間では不安が広がっている。その決定の時期と建替えはいつになるのか伺う。

3 小学生の通学時の負担軽減について

(1) 小学生のランドセルの重さについて

- ① 教科書やその他の教材をランドセルに入れ毎朝登校しているが、かなりの重さであり、特に低学年では体力的にもかなりの負担になっている。せっかくタブレットを全生徒に配布しているのに、教科書をデータでタブレットに入れることで教科書を毎日持つていく必要がないと考えるが、考えを伺う。
- ② 教科書が紙である必要性を伺う。

4 保育士の処遇改善について

(1) 令和7年12月定例会議での一般質問からの進捗について

- ① 前回の一般質問で保育士の処遇改善について伺ったが、金銭面での処遇は難しいが、事務仕事の手間を省略するなど何かしらのことができればと答弁があったが、進捗状況を伺う。
- ② 今後、浜田市は5歳児検診を始める予定だが、その結果は保育園と共有されるのか伺う。

令和8年2月13日
10時 13分 受付

一般質問発言通告書

議席番号 11 番 氏名 足立 豪

答弁を求める者 市長 教育長 監査委員 選挙管理委員会委員長
(○をつける) 農業委員会会長 固定資産評価審査委員会委員長 公平委員会委員長

発言項目及び要旨

1 地方消費税のあり方と、国道バイパス接続による浜田市財政に与える影響について
本市の財政運営を考える上で、人口減少と並び今後の影響を丁寧に見ておく必要があるのが、市民の消費行動や生活圏の変化である。

地方消費税は、消費が行われた場所に直接帰属する税ではなく、統計的な配分により都道府県を通じて市町村に配分される仕組みであり、市町村が単独で増減をコントロールできる税目ではない。一方で、市民がどこで消費を行うかという行動は、市内事業者の売上や雇用を通じて、中長期的には地域経済や税源構造に影響を及ぼす。

本年3月28日、国道バイパスが益田市方面まで接続され、浜田市から近隣市への移動時間は大きく短縮される。これは利便性向上であると同時に、消費行動の範囲が広がる契機にもなり得る。

また、消費税やインボイス制度については制度の是非を論じるのではなく、現行制度前提のもとで、市内事業者や地域経済への影響を浜田市と共有することが重要だと考えている。

制度構造と環境変化を共通認識とした上で、浜田市としてどのように受け止め、備えていくのかを確認するために次のとおり質問する。

(1) 地方消費税と消費流出に対する市の基本認識について

①地方消費税について、市民の消費が市外へ流出することと、浜田市の財政および地域経済との関係を、浜田市は制度上の制約も含めどのように認識しているのか基本的な考えを伺う。

②具体例で話をすると、浜田市で年商2,200万円の飲食店。

■収支構造

●売上2,200万円、経費1,946万円、利益254万円

●消費税 約64万円、国保 約35万円、国民年金 約21万円、所得税 約6万円
住民税 約12万円、さらに借入返済72万円を差し引くと、最終手残り 約44万円、月額約3.6万円、これが現実である。

このような構造が市内業者の現状と捉えた場合、地域経済と税基盤への影響を市はどう評価しているか伺う。

(2) 国道バイパス接続を踏まえた市政運営の姿勢について

- ① 今回の国道バイパス接続による人流の変化を、単なる利便性向上として捉えているのか、または市内消費、事業者の持続性、財政基盤にも影響を及ぼし得る浜田市のあり方を見直す転換点と捉えているのか認識を伺う。

2 浜田市社会福祉協議会の存在意義・不可代替性について

人口減少と財政制約が進む中、「これまでそうだったから」「重要な組織だから」という理由で、従来どおりの組織のあり方について考えを固定化することは、市民に対して不誠実といえる。

その中で、毎年浜田市が多額の財源を投じている浜田市社会福祉協議会について、存続させる合理性が現在も明確に説明できるのか、存在意義・成果・財政・将来像の観点について確認する。

なお、社会福祉そのものや、現場で汗をかき市民に寄り添っている個々の職員の努力を否定するものではない。あくまでも組織形成は目的ではなく手段であり、市民の大切な税金を投入する以上、その存在理由と成果は、常に説明可能でなければならぬと考えており、それを踏まえ浜田市の考えを伺う。

(1) 浜田市社会福祉協議会の役割の独自性について

- ① 浜田市社会福祉協議会でなければ担えない役割を伺う。
- ② 他主体では制度的・実務的に代替できない具体的な事業を伺う。

(2) 浜田市社会福祉協議会の存在理由の更新について

- ① 浜田市社会福祉協議会の存在意義は、いつ・どのように見直されてきたのか、見直しているのか伺う。
- ② 定期的に「役割の再定義」や「不要事業の整理」を行う仕組みはあるのか伺う。

(3) 成果が出ていない事業への対応について

- ① 成果が乏しい、あるいは役割が薄れている事業は存在しないのか伺う。
- ② それらについて、廃止・縮小・民間移管を検討した実績はあるかについて伺う。

(4) 財源構造の実態について

- ① 浜田市社会福祉協議会の収入に占める、浜田市からの補助金・委託金の割合はどの程度か伺う。
- ② 自主財源比率の5年間の推移を伺う。
- ③ 市の支出がなければ、現在の運営は成立するのか伺う。

(5) 抜本的見直しの可能性について

- ① 人口減少・財政制約を前提に、10年後の浜田市社会福祉協議会像は描かれているか伺う。
- ② 統合、機能縮小、役割転換、解体的再編を選択肢としてどの程度検討したか伺う。

10
発言No. _____

受付No. 6

令和8年2月12日

9時46分 受付

一般質問発言通告書

議席番号 1 番

氏名 西田 一平

答弁を求める者 (市長) 教育長 監査委員 選挙管理委員会委員長

(○をつける) 農業委員会会長 固定資産評価審査委員会委員長 公平委員会委員長

発言項目及び要旨

1 市役所の働き方改革と地域経済への還元について

(1) 昼休みの分散取得（時差休憩）の全庁展開について

① 現行の規程・運用の範囲で、11時～14時の間で休憩を分散取得できる標準モデル（例：11-12/12-13/13-14）を整理し、全庁へ周知・展開する考えはあるか。

② 全庁展開する場合の所管（担当部署）と、周知・実施のスケジュール（目標時期）を伺う。

(2) 庁舎前（1階）屋外広場の定期出店（実証実験）について

① 11時00分～13時30分の時間帯に、弁当販売・軽トラ市・キッチンカー等の定期出店を、まずは実証実験として実施する考えはあるか。

② 出店内容について、浜田らしさの観点から、野菜販売と鮮魚販売も含めて検討する考えはあるか。

③ 市側の負担軽減のため、電源・水道は提供しない前提で制度設計する考えはあるか。

④ 駐車場への影響が懸念される場合、条件付き実証（来庁者優先周知、ピーク回避、混雑時中止基準等）で影響を把握し判断する考えはあるか。

⑤ 実証実験に向けた所管（担当部署）、要領整備、庁内調整の体制、開始時期の目標を伺う。

2 浜田港四季のお魚「認証店制度の伝わる化」について

(1) 「旬×店」が一目で分かる情報導線の整備について

① 情報の提示順を「旬（今月／今週）→提供できる認証店→地図・営業時間等」に統一し、市の発信と観光協会等の発信を連動させ、“旬×店”が一目で分かる導線を整備する考えはあるか。

② 上記を進める場合の所管（担当課）と、観光協会等との役割分担をどのように整理する考えか伺う。

(2) 表示項目の標準化等について

① 認証店のページ表示項目（例：地図、営業時間、定休日、問い合わせ、提供可否の注記等）を標準化し、見せ方を統一するとともに、認証基準の「予約不要」の取扱いを明確にする考えはあるか。

(3) 更新ルールと KPI 設定による改善サイクルについて

① 更新頻度・更新窓口・責任分担などの運用ルールを整理し、実装する考えはあるか。

② まずは小さく検証できる KPI（例：ページ閲覧数、旬ページから店舗ページへの遷移、更新実施回数等）を設定し、効果検証を行う考えはあるか。

一 般 質 問 発 言 通 告 書

議席番号 8 番

氏名 森谷 公昭

答弁を求める者

 市長 教育長 監査委員 選挙管理委員会委員長

(○をつける)

 農業委員会会長 固定資産評価審査委員会委員長 公平委員会委員長

発言項目及び要旨

1. 市政運営における組織的隠蔽体質の解明と、公文書管理制度の崩壊、不当行為防止条例の恣意的運用による市民権侵害、並びに人事の私物化と説明責任放棄に関する徹底追及について

①三浦市政がスタートした今、市民が最も注視しているのは、この街の行政が「誠実」であるかどうか、そして「透明」であるかどうかである。しかし、現在私が手にしている数々の証拠と、目の前で繰り広げられている市役所の対応を精査すると、そこにあるのは組織的な事実の隠蔽、客観的事実を無視した市民への不当なレッテル貼り、そして公務員としての根幹である説明責任を完全に放棄した「市民の封じ込め」という、極めて深刻かつ不健全な体質である。この「浜田市の闇」とも言える実態を、以下の具体例をもって詳らかにする。

まず、2018 年末に発生したとされる、当時の産業経済部課長級職員による飲酒運転・同乗事件の処理実態についてである。副市長(当時は総務部長)は、事あるごとに「適正に処理されている」と強弁を繰り返すが、その実態を時系列で追えば、誰の目にも明らかな「異常」が浮かび上がる。事件が発生した 12 月 11 日からわずか数日後の 17 日には当該課長の退職届が受理され、26 日に何らかの処分が下された形跡があるものの、大晦日の 31 日には退職が成立している。最大の問題は、その後の退職金の支払い時期である。通常、同時期に退職した他の職員には翌年 1 月に退職金が支払われているにもかかわらず、なぜかこの課長に対してだけは、半年も遅れた 6 月まで支払いが引き延ばされている。飲酒運転という、本来であれば「懲戒免職一択」で退職金が全額不支給となるべき大不祥事に対し、市はあえて「停職 6 ヶ月」程度の軽い処分を選択し、その処分の効力期間(半年間)が経過して処分の影響がなくなるのを待ってから、退職金を平然と支払うという、極めて巧妙かつ悪質な「身内救済の公金受給スキーム」を組織的に構築したのではないか。副市長の言う「適正」とは、法と正義を捻じ曲げてでも身内の懐を潤す工作のことを指すのか、その真実を市民の前に明らかにせよ。

行政手続きの公平性を著しく欠く「不当行為防止条例」の恣意的な運用と、市民に対する組織的な威圧行為である。スポーツ振興課長が、市民からの当然の質問に対して回答を拒否したことに端を発し、あろうことか市はこれを「不当要求」にすり替え、防災安全課を動員して部長級会議を二度も開催。さらには血税を投じて弁護士を雇い、市民に対して「警告書」を送付するという信じがたい暴挙に出た。特

筆すべきは、現場には事実を証明する「録音データ」という客観的証拠が存在しているにもかかわらず、部長級会議の場でも、また法の番人であるはずの弁護士に対しても、その録音は一切提示・確認されていないという事実である。証拠を見ず、聞きもせず、ただ特定職員の主観的な「被害報告」だけを鵜呑みにして組織決定を下し、弁護士を「市民を黙らせるための道具」として利用する手法は、およそ法治国家の行政が行うべき行為ではない。

こうした「行政側による失態」を隠すために、市はさらなる「封じ込め」を画策している。検討されている「カスハラ条例」は、その最たる例である。市民が声を荒らげる原因の多くは、職員の不誠実な説明や「知らない」を連発する無責任な態度、いわば「行政側による放火」にある。市民の感情に火をつけておきながら、いざ市民が抗議すると「恐怖を感じた」と被害者を装って対話を切断し、一方で「録音禁止要綱」を盾に職員の非を証明する証拠を一切残させない。証拠を禁じながら、自分たちの主観だけで市民を悪者にするこの条例は、単なる「口封じ条例」であり、民主主義への挑戦である。

さらに、こうした隠蔽の構造は人事の私物化にも及んでいる。保健師や生活コーディネーター等の採用において、専門知識よりも「正職員の同級生であること」が優先されているのではないかという疑念が噴出している。これらの不適切なプロセスを隠蔽するために、公文書公開請求に対しては「不存在」回答を連発し、記録そのものを「作らない・残さない・見せない」という、組織的な公文書管理の放棄が常態化している。

加えて、本来市長と市民の架け橋となるべき市長公室長が、市長への情報伝達を独断で遮断し、回答の催促に対して「YouTubeを見たから回答は不要だと思った」などと公務を私物化し、職務を放棄している現状は、三浦市政の根幹を揺るがす事態である。教育委員会の不誠実な対応や議会広報からの氏名削除を含め、一連の事象はすべて「不都合な事実を隠し、証拠を消し、対話を拒んで逃げ切る」という共通の病理に起因している。市長には、前政権から続くこの「腐敗の連鎖」を断ち切り、全事案の再調査と、組織の浄化に向けた抜本的な是正措置を講じる意思があるのか、逃げ口上のない明確な政治姿勢を強く問う。

2. サン・ビレッジ浜田調査報告書及び不当要求認定について

①物理的に不可能な「検査合格」決裁の違法性

令和5年12月8日付の起案に「検査の結果問題ない」とありますが、現物が市役所に届いていない12月8日に、誰が、いつ、どこで、何を検査したのですか？

②組織的な「納品日の遡及（バックデート）操作」

令和5年12月14日の職員メールに「納品は12月8日付けにする必要がある」と日付操作の具体的な指示が残っています。課長を含む複数の市職員に共有されており、これは納期遅延による遅延損害金の発生を免れさせるための、組織的な偽装ではないですか？

③納期遅延に伴う損害賠償および減額処理の懈怠

令和7年8月になって「受領印は誤りだった」と令和5年12月15日受領に訂正を行っていますが、これにより契約上の納期12月10日に対しての遅延と検査対象未受領にもかかわらず検査完了という処理をしていたことが確定しました。なぜ市は契約管理課や会計課にこの修正を共有せず、遅延損害金の請求手続きを行わず、満額を支払ったままなのですか？

④市長による調査報告書（概要版）への不当な介入

令和5年12月20日の職員メールに、報告書の編集について「前市長より指示が出ている」と明記されています。市長が専門機関の独立した調査結果に直接介入し、編集させたことの正当性を伺います。

⑤「日数ベース稼働率」による実態の隠蔽と市民への誤解誘導

市はコンサルに屋内運動施設の「時間稼働率」と「日数ベース稼働率」の両方を提供可能であり、一部施設については両方提供していた。日数ベース稼働率では施設の利用可能時間にどの程度空きがあるのかが分からないにも関わらず、報告書で日数ベース稼働率を用い、さらに「ほぼすべての市内屋内運動施設において稼働率が100%に近い」という虚偽の内容を書き施設利用が限界であるかのような表現をしたことは、機能転用へ誘導する意図的な情報操作ではないですか？

⑥録音記録と整合しない「40分間の電話強要」という虚偽報告

市が令和7年に特定の市民の行為を「不当要求」と認定した根拠として、職員が提出した「発生報告者からの意見」という文書があります。「6月5日の通話では、長時間の対応を強要された」と書いていますが、この日の通話は合意の上で双方録音開始した状態で行われており、実際の録音では26分経過時に職員自らが終了時刻「12時45分頃」を申し出て、市民は感謝の上で同意し、この時刻に通話が終了しています。よって職員は事実と反する虚偽の報告を行い、その虚偽報告を基に認定を下しています。市民は市長に対してもこの録音音声データや「強要を行った事実を示す記録が存在しない旨の公文書不開示決定等」を添えて、不合理な扱いで精神的苦痛により苦しんでいると訴え、是正を求める文書を提出しています。違法性の疑われる事案に対し、市長は少なくとも事実確認を指示する責任があると考えますが、市民を無視している理由はなんですか。

⑦法的根拠なき「特定の市民を監視するファイル」の運用

市は「〇〇氏対応記録」という、特定の市民の問い合わせを分刻みで記録し複数課にわたり共有するファイルを運用しています。個人情報保護法第 61 条に反して、本人の同意なく「いつどこの部署に何について相談したのか」という情報を 集約、共有するのは、国のガイドラインに明確に違反しており、違法ではないですか？

⑧行政手続法および協働のまちづくり推進条例違反の対話拒絶

市民に対し、市長公室長名で「市長直行便には対応しない」「返答しない」との回答が出されています。重大な法令違反や虚偽報告の指摘があっても「証拠を確認せず無視する」という姿勢は、行政手続法第 1 条（透明性の向上）や協働のまちづくり推進条例の趣旨に真っ向から反しますが、なぜこのような対応をおこなっていますか。

⑨教育委員会（合議体）における審議の形骸化

納期偽装や報告書の虚偽について具体的な通報があったにもかかわらず、令和 7 年 11 月の臨時会において、わずか 7 分間で審議を終え、事実確認も議題にならずに市長方針を追認したことは、独立した合議制機関として、判断材料の妥当性を確認する必要を直視せず、職務放棄しているように見えます。なぜ、通報の内容について教育委員会は事実確認を行わないのですか。

⑩プロセスの不透明性に基づく機能転用方針の再検証

これほど多くの事務処理上の不備、不正の疑い、報告書の方向性・結論への市長の介入、事実誤認に基づく不当な市民排除が明らかになった以上、この報告書を根拠とした現在の機能転用方針は一旦白紙に戻し、第三者による再検証を行うべきではないですか。

3. 同和問題における啓発活動の抜本的見直しと行政のあり方について

①同和問題（部落問題）について、行政が長年にわたり「啓発」という名のもとに特定の地区や歴史を強調し続けることは、今や差別意識を後世に語り継ぎ、固定化させる「差別の宣伝」となっている側面が否めない。現在、市民の間でこの問題を特別に意識する層は減少しており、「問題にしなければ自然に消えていく」段階にある中で、行政による過度な啓発活動がかえって「寝た子を起こす」結果を招き、差別の再生産につながっている現状をどう認識しているか。差別をなくそうとする運動が、結果として差別を周知する役割を果たしているのであれば、行政主導の啓発活動は速やかに終了し、関連予算を削減した上で、他の喫緊の行政課題へと振り向けるべきである。これまでの特定の枠組みによる「同和行政」に明確な区切りをつけ、特定の対象を設けない「一般施策」へと完全移行することについて、市長の決断と今後の見通しを伺いたい。

4. 高齢者の尊厳保持と、介護現場における「性」の課題への向き合い方について

①私たちは、人が年を重ね、介護が必要な状況になると、あたかもその人から「性的な欲求」や「異性を求める心」が完全に消え去ってしまうかのように考えがちです。しかし現実はどうでしょうか。施設に入所されている方であっても、在宅で介護を受けている方であっても、一人の人間として、最期まで自分らしく「生きたい」という願いの中に、性的な欲求が含まれるのは、生物学的にも、また心の在りようとしても、至極当然のことではないでしょうか。

現在、介護現場からは、切実な声が届いています。入浴介助や排泄介助の際、あるいは日常的なケアの最中に、一部の利用者から女性職員に対して、胸や下腹部を触るといった不適切な身体接触が行われる、あるいは性的な言葉を投げかけられるといった事案が後を絶ちません。

現場で働く職員、特に若い女性職員にとっては、これは単なる「お年寄りのいたづら」では済まされない、深刻なセクシャルハラスメントであり、精神的な苦痛から離職につながる大きな要因にもなっています。

一方で、利用者の側を考えてみますと、今の介護現場におけるレクリエーションは、まるで保育園や幼稚園のように、大人のプライドを考慮しない「お遊戯」のような内容に偏っている側面はないでしょうか。知的な衰えがない、あるいは軽微である大人の男性・女性に対して、画一的な子供扱いを強いることは、その方の尊厳を傷つけているとも言えます。豊かな人生を歩んできた「大人の人間」として、性的な欲求を抱くことは決して恥ずべきことではなく、むしろ生きるエネルギーそのものでもあります。この欲求が適切に、かつ健全に解消される場や出口がないからこそ、現場での不適切な接触という形になって現れているのではないのでしょうか。

そこで私は提案したいのです。経済的に余裕があり、自らの意思でそれを望む利用者に対しては、専門的な知識と技術を持った外部の「性的ケアサービス」を自費で利用することを、施設や行政がタブー視せず、一つの選択肢として検討・容認していく時期に来ているのではないのでしょうか。もちろん、これには倫理的な議論や、周囲の利用者の感情、施設側の管理責任など、整理すべき課題は多くあります。しかし、単に「いけないことだ」と蓋をして、現場の職員にその負担を押し付け続けるだけでは、福祉の質の向上も、担い手の確保も望めません。

「性」という漢字は、「心」が「生きる」と書きます。人間が最期まで人間らしく、心豊か

に生きていくために、この避けては通れない課題に対し、市としてどのように向き合い、現場の職員を守り、利用者の尊厳を保っていくお考えがあるのか、市長ならびに関係理事者の見解を伺います。

5. 議場におけるマスク着用運用の改善について

①現在、浜田市議会では答弁に立つ職員の多くがマスクを着用したまま発言していますが、これに対して市民から「声がこもって聞き取りにくい」「表情が見えないため、どのような意図で答弁しているのか真意が伝わらない」といった苦情が私の元へ数多く寄せられています。特に傍聴に来られる高齢者の方々にとっては、マスク越しの不明瞭な声は非常に聞き取りづらく、せっかく議場に足を運んでも内容が十分に理解できないという切実な問題が生じています。現在の国会を見渡しても、発言者がマスクを着用したまま審議を行っている光景はもはや見られません。インフルエンザ等のウイルスの大きさをピンポン玉に例えるならば、マスクの網目は2メートル四方の巨大な穴が開いているようなものであり、科学的な感染予防効果という点でも、通常の会話においてそこまで固執する必要があるのか疑問が残ります。議場では発言者の前に十分な距離があるか、あるいは議員の背中がある状態で前を向いて話すのが通例であり、唾を飛ばさないよう注意して発言すれば、マスクを外して明瞭に話すことのデメリットよりも、市民への伝わりやすさというメリットの方がはるかに大きいはずで、これ以上、アクリル板に加えてマスクまでして、ごちゃごちゃと何を言っているのか分からないという状態を続けるのは、開かれた議会とは言えません。浜田市議会だけが取り残されているような現状を改善すべきだと考えますが、市民に対する説明責任を果たす観点から、登壇時のマスク着用運用について当局の考えを伺います。また、表情は言葉以上の情報を伝える重要な要素です。市民に納得感のある答弁を行うために、原則として発言時はマスクを外す、あるいは外すことを推奨する運用へと速やかに改善していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

6. 生活支援コーディネーターの活動実態と採用の適正性について

①私は現在、生活支援コーディネーターの活動、およびその採用の在り方について、看過できない重大な問題点をいくつか把握しています。まず第一に、活動の「公平性」と「網羅性」の欠如です。生活支援コーディネーターは、地域の高齢者支援のためにあらゆる社会資源を把握し、計画を立てるべき立場にあります。しかし実態は、自分の好きな分野や特定の関心がある場所にしか足を運ばず、極めて偏った動きに終始しているという実例を把握しています。例えば、市内には5、6年も前から「100円タクシー」や「買い物代行」という事業を、自費で何度もチラシを撒きながら、高齢者の足や生活を守るために展開している民間事業者が存在します。ところが、この事業者に直接確認したところ、コーディネーターから一度も検討の打診を受けたことがなく、それどころか話を聞きに来られたことすら一度もないという事実を把握しています。

担当部署に確認しても、こうした既存の優良な民間事業者のもとへ調査に赴いた形跡がありません。本来、支援計画を立てるプロセスにおいては、不採用となった案も含めて広範に比較検討されるべきです。実績のある民間サービスをあなから除外し、自分たちの関心がある狭い範囲だけで物事を進める姿勢は、資源把握の怠慢であり、行政としての公平性を著しく欠いてい

ると言わざるを得ません。

第二に、採用における「専門性」と「透明性」の問題です。地域福祉のプロとして、客観的な分析や資源発掘を行うべきポストに、果たしてその能力に見合った人物が公平に採用されているのかという疑問を把握しています。

特定の人物を優先するような不透明な選考プロセスが介在していないか、また、単なる「粹埋め」の人事になっていないか。もし専門的な知見があるならば、長年市民のために活動している事業者の存在を無視し、対話すら拒むような事態は起こり得ないはずです。こうした専門性の欠如した活動しかできない人物を配置しているとすれば、それは採用基準そのものに瑕疵があると言わざるを得ません。

以上の問題点を踏まえ、生活支援コーディネーターの活動評価、および採用プロセスの妥当性について、当局の明確な回答を求めます。

7. 行政の誠実な対応と市長の対話姿勢について

下記の質問をしましたが、未だに返事がありませんので議会での一般質問として市長に直接質問することになりました

浜田市長公室長

20251203

抗議文

拝啓 市政ご多忙の折、失礼いたします。

この度、貴殿が市民からの問い合わせ電話に対し、

「録音するなら切る」と告げて通話を一方的に終了されたとの事実について、法的根拠および行政倫理の観点から重大な問題があると考え、

以下のとおり抗議の意を申し上げます。

1 市民による行政との通話録音は完全に合法であること市民が自身の権利保全のために行政との会話を録音することは、日本のいかなる法令にも抵触しない正当な行為です。

- ・刑法・電波法：会話の当事者による録音は盗聴に該当せず合法
- ・民法：当事者録音はプライバシー侵害に当たらない
- ・憲法 21 条：記録・保存・公開を含む表現の自由を保障

よって、「記録のための録音」という市民の行為は、法的に何ら問題を含まず、行政がこれを禁止する権限も存在しません。

2 SNS・YouTube 公開の可能性を理由とした録音拒否は、行政として認められない公務員として市民に説明責任を負う立場にある以上、貴殿の公的職務に関する情報が公開される可能性は、むしろ行政の透明性として当然の性質を持つものです。

SNS 等への公開可能性を理由とした録音拒否は、公務員の説明責任の放棄にあたります。

3 地方公務員法および地方自治法上の誠実義務・説明義務違反

●地方公務員法 第 30 条（サービスの根本基準）

公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務しなければならない。

●地方公務員法 第 32 条（法令等の遵守）

法令・条例・規則に従い誠実に職務を遂行する義務がある。

●地方自治法

自治体職員は住民に対して説明責任を負い、正確で誠実な行政対応を行うべき立場にある。

録音を理由に市民の問い合わせを拒否し、
通話を一方的に切断する行為は、これらの趣旨に明確に反します。

4 行政サービス指針・苦情処理要領の趣旨にも違反
総務省の「行政サービス改善指針」および各自治体の「苦情処理要領」では、

- ・市民の苦情・相談には誠実に応対すること
- ・恣意的に対応拒否をしてはならないこと
- ・市民の権利行使を妨げないこと が求められています。

今回の対応は、これら指針の趣旨に反しています。

5 要望事項

つきましては、以下の点について回答および改善を求めます。

- 1 録音を理由に市民対応を拒否した事実についての正式な説明
- 2 今後、録音希望者に対して対応拒否を行わない旨の確認
- 3 市役所の市民対応マニュアルに「録音希望者への適切な対応方針」を明記すること
- 4 行政の透明性向上に資する市民録音の位置づけについての理解と徹底

市民との誠実なコミュニケーションこそが行政への信頼の基盤であり、

今回の対応はその信頼を損なうものであるため、

早急な改善を求める次第です。

浜田市議会議員 森谷公昭

①市長公室長への抗議文に対する放置と説明責任について

私は昨年12月3日、市長公室長に対し、市民への不適切な電話対応（録音を理由とした一方的な切断）について文書で抗議を行い、正式な説明と改善を求めました。しかし、それから2ヶ月以上が経過した現在も、一切の回答がありません。議員からの正当な照会を無視し続けることは、議会軽視であり、市民への説明責任の放棄です。公室長が答えないのであれば、任命権者である市長に伺います。なぜ本市は、議員の正式な抗議をこれほど長期間放置しているのか。また、録音を理由に市民対応を拒否する行為は、市長が目指す「開かれた市政」に反するのではないかと。市長の見解と、放置された抗議文に対する回答を、この場で明確に示してください。

②市長との面談機会における公平性と対話の拒絶について

次に、市長の政治姿勢について伺います。私は当選以来、本市のまちづくりを議論するため、継続して市長との面談を申し入れてまいりました。10月、11月、12月、1月と4ヶ月間、調整を求めてきましたが、未だに実現しておりません。事務方からは、同席者の条件など「会えない理由」ばかりが並べられ、一向に前に進みません。一方で、他会派の議員が申し入れた際には、わずか1週間で面談が行われているという事実があります。特定の議員とは会い、特定の議員（私）とは会わないという対応は、行政の公平性を著しく欠くものであり、断じて容認できません。

③議長立ち会いによる面談の実施について

市長、私は事務方の過剰な介入や、偏った調整を望んでいません。そこで提案いたします。事務方が同席せずとも、公正な記録が保たれるよう、議長室において「議長立ち会い」のもと、私と1時間ほど、浜田市の未来についてお話をさせていただけないでしょうか。これ以上、事務方の「ダメ出し」で引き延ばすのはやめていただきたい。市長、この場で、議長立ち会いによる面談の実施を約束していただけますか。市長の真摯な対話姿勢を、市民の前で示していただくよう強く求めます。

8. リハビリテーションカレッジ島根（三隅）の現状と支援について

①新体制（新理事長）による経営計画と工夫

新理事長のもと、学校法人側からは以下のような具体的な経営改善策や工夫が提示されていると考えられます。

- 外部専門機関との連携:
- 専門知見の導入:
- 要望の内容:

「支援に相当する努力」の判断材料としては、市側が「支援に値する」と判断するかどうかのポイントは、単なる「赤字補填」ではなく、**「持続可能な自立計画」**があるか否かです。

- 前向きな計画、市の姿勢:市側から「前向きに検討する」との答弁があった背景には、こうした「民間努力」の可視化が影響しているはずです。
- 先日の市長との面会（1月・東京）等も行われたようです。

出雲地方（仁多学園）との比較や県内の他校との比較も重要な論点です。

- 均衡ある発展:出雲市にある同様の養成校に対し、県や市がどのような補助スキームを持っているか。
- 地域医療の拠点:石見地域（浜田市）における理学療法士・作業療法士の供給源として、この学校を失うことが地域医療の崩壊に直結するという「公共性」を強調する必要があります。

これらの点を考えて、援助するに至らない理由、援助すべき理由。どちらに傾くかわかりませんが、回答していただきたいと思います。